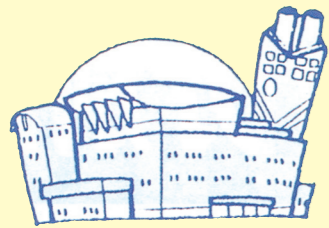


# 中津市クリーンプラザ

(ごみ清掃工場)



中津市では「環境共生都市なかつ」の実現に向けて、ごみ減量・再資源化を推進しています。中津市クリーンプラザは、ごみを法律で定められた適正な方法により、焼却処理をしています。これにより周辺の環境に対して十分な配慮を行っています。

〒871-0007 中津市大字蛸瀬1366番地3(米山) ☎24-5374 ☎24-8527

三光支所 総務・住民課 ☎43-2050 本耶馬溪支所 総務・住民課 ☎52-2211 耶馬溪支所 総務・住民課 ☎54-3111 山国支所 総務・住民課 ☎62-3111

## 「ごみ・資源カレンダー」設置場所

- 中津市クリーンプラザ ○市役所(市民課) ○各支所(総務・住民課) ○不動産業者
- ※中津市ホームページでもダウンロードできます。
- ※お住まいの校区とごみ・資源の収集区が違います。中津市クリーンプラザにて収集区を確認し、「ごみ・資源カレンダー」をご利用ください。



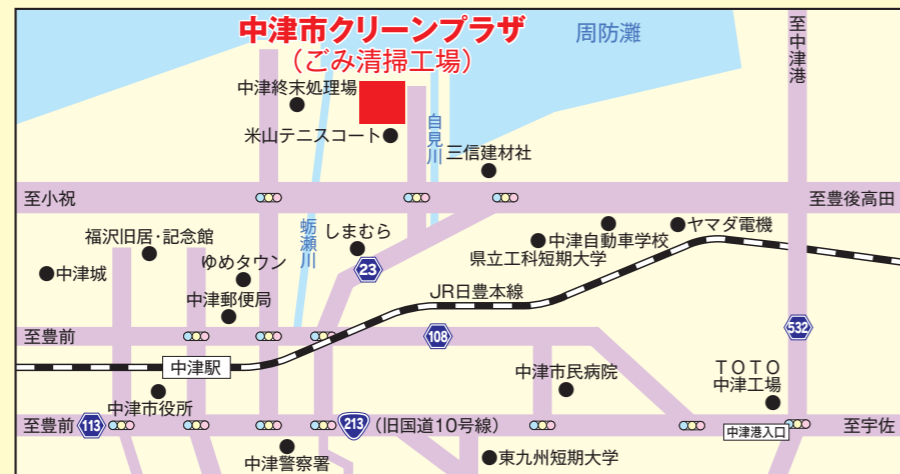
インターネットでも情報を発信しています。

中津市クリーンプラザ

検索

ホームページ

<http://www.city-nakatsu.jp/>



## 覚えてね♪ 3つの「R」

### Reduce (リデュース)

→ごみそのものを減らす

- マイバッグ、マイボトル、マイおはしを利用する。
- 物を大切に使い、すぐ捨てない。
- ばら売りや量り売りが必要な分だけ買い、余分な買い物をさける。

### Reuse (リユース)

→くり返し使う

- 使えるものは、修理して長持ちさせる。
- 使い捨て商品はなるべく使わない。
- くり返し使えるリターナブル容器(一升びん、ビールびんなど)の商品を買う。
- フリーマーケットやリサイクルショップなどを活用する。

### Recycle (リサイクル)

→再資源化

- 資源となるものを分別・回収し、もう一度資源として活用すること。
- トイレトーパーやティッシュペーパーなどは、再生紙の製品を選ぶ。
- 生ごみは堆肥化にチャレンジしよう!!

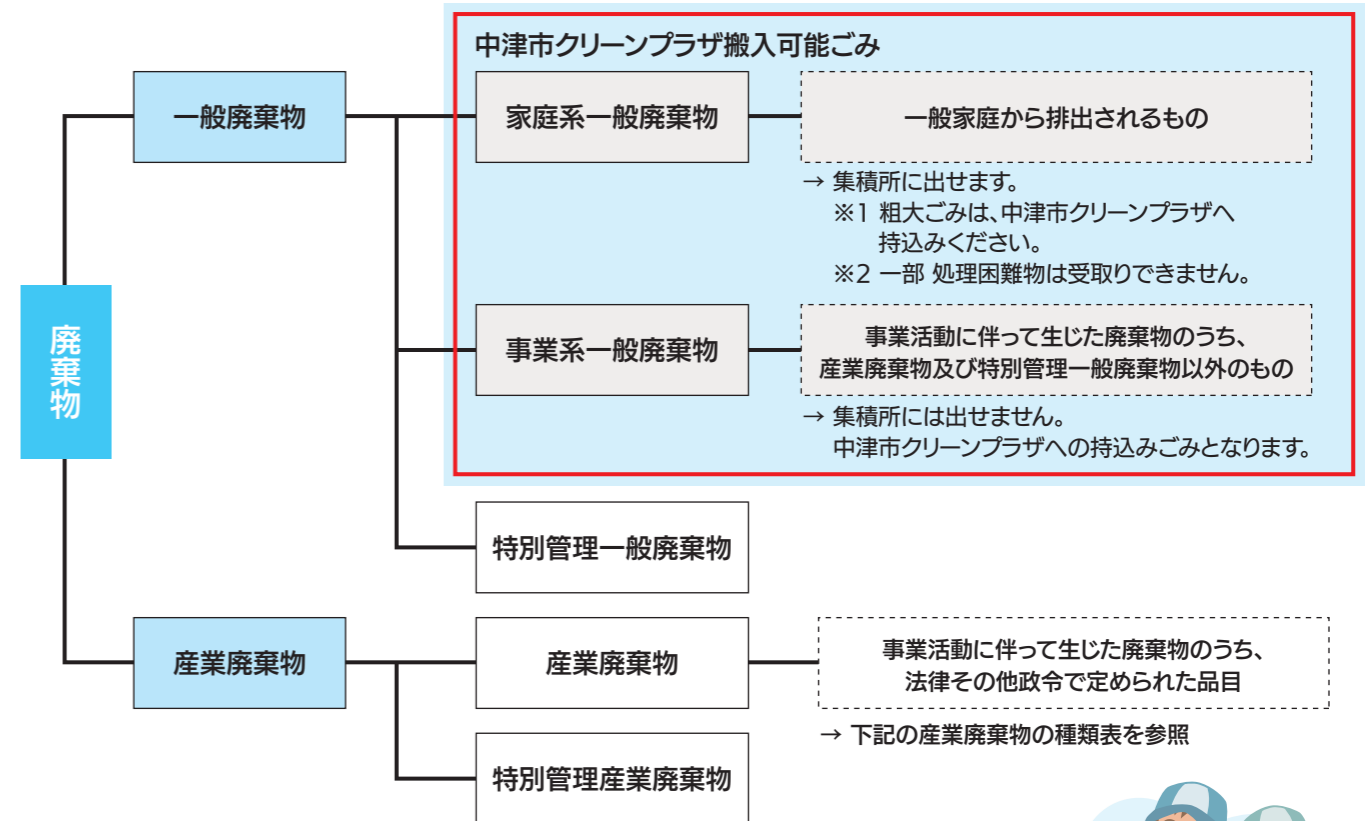


この3Rで“もったいない”の心を広めよう!

# 廃棄物区分

## 廃棄物の区分について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物は以下のように区分されています。



中津市クリーンプラザは、一般廃棄物である「家庭系一般廃棄物」及び「事業系一般廃棄物」の一部を対象に受入れを可能としています

「事業系一般廃棄物」の中で、「リサイクルできる古紙」及び「剪定枝木・竹・草類」は、保管施設の制約から受入れはしていません。直接、専門業者への持込みをお願いします。

家庭系一般廃棄物の中で、適正処理困難物(P20参照)に指定される品目は、受入れができません、直接、専門業者への持込みをお願いします。



## 産業廃棄物の種類表

### あらゆる事業活動に伴う産廃棄物

- ①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず
- ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん

### 特定の事業活動等に伴う産廃棄物

- ⑬紙くず(建設業、出版業、新聞業、製本業、印刷加工業、パルプ製造業など)
- ⑭木くず(建設業、木材木製品製造業、木材卸売業、パルプ製造業など)
- ⑮繊維くず(建設業、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業など)
- ⑯動植物性残さ(食料品、医薬業、香料製造業) ⑰動物系固形不要物(と畜、食鳥処理場)
- ⑱動物のふん尿(畜産農業(ブリーダー含む)) ⑲動物の死体(畜産業(ブリーダー含む))

⑳産業廃棄物処理(①から⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもの)

㉑輸入された廃棄物(輸入された①から⑳の廃棄物)

産業廃棄物の運搬・処分業者については、以下の機関へ問い合わせしてください。

- ①大分県産業資源循環協会(☎097-503-0350) ②大分県北部保健所衛生課(☎0979-22-2210)